

## 南知多町広告掲載要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町の自主財源の確保を図るため、公有財産、物品、印刷物その他の町の保有する資産について、民間企業等の広告（以下「広告」という。）を掲載する媒体として活用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (広告媒体)

第2条 この要綱における広告媒体とは、次に掲げる町有資産のうち広告掲載が可能なものとする。

- (1) 町の印刷物
- (2) 町の公式ホームページ
- (3) 町が所有する建物
- (4) 公用車
- (5) その他広告媒体として活用可能な町の資産

### (広告掲載の対象)

第3条 掲載できる広告は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 本町の公共機関としての社会的な信頼性及び平等性を損なうことのない信用度の高い情報であること。
  - (2) 屋外広告については、愛知県屋外広告物条例（昭和39年愛知県条例第56号）を遵守し、その内容及びデザインについては、当該広告を掲載する地域の特性に配慮するとともに、美観風致を損なわないものであること。
- 2 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しないものとする。
- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
  - (2) 公の秩序若しくは善良な風俗を乱すもの又はそのおそれがあるもの
  - (3) 政治活動に係るもの
  - (4) 宗教活動に係るもの
  - (5) 意見広告に係るもの
  - (6) 個人の宣伝に係るもの
  - (7) 良好な景観の形成若しくは風致の維持に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として不相当であると町長が認めるもの
- 3 前2項に定めるもののほか、広告媒体に掲載する広告に関する基準は、別に定める。
- 4 本町の町税の滞納があるものの広告については、掲載をしないものとする。

### (広告媒体の種類等)

第4条 広告掲載を行う場合においては、広告媒体の種類、規格及び掲載位置、広告掲載の募集方法、広告料の額及び徴収方法並びに掲載する広告の選定方法については、別に定めるものとする。

### (広告掲載の取消し)

第5条 町長は、広告媒体に掲載しようとする広告が第3条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき、第3条第3項に定める広告媒体に掲載できる広告に関する基準に抵触することとなったとき、広告主が前条の広告料を指定する期日までに納入しなかったとき、その他町長が特に広告掲載を適当でないとき、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告主の責任等)

第6条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告料の還付)

第7条 納入された広告料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告が掲載できなかつたときは、この限りでない。

2 前項の規定により還付する広告料には、利子を付さないものとする。

(審査機関)

第8条 広告掲載の選定及び広告内容について疑義が生じた場合に審査するため、南知多町広告審査委員会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長は企画課長を、委員は総務課長、検査財政課長、税務課長、議会事務局長、保健介護課長、住民課長、環境課長及び社会教育課長をもって充てる。

3 委員長は、前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する事務事業を所管する課等の長を、臨時の委員として加えることができるものとする。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第9条 審査会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を主管する課等の長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。